

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

国民年金基金規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

今般、国民年金基金規則等の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第95号。以下「改正省令」という。）が本日付で公布され、令和7年10月1日より施行されることとされた。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただき、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 改正省令の概要

（1）国民年金基金規則の改正（改正省令第1条関係）

「令和4年規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）においては、国民・民間事業者等から行政機関に対する申請等である手続について、令和7年中にオンライン化を実現することとされている。

また、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において、7項目のアナログ規制のデジタル化を図ることとされ、そのうち公示送達については令和8年5月までに対応することとされている。

上記を踏まえ、国民年金基金規則（平成2年厚生省令第58号。以下「国基則」という。）を改正する。具体的な内容は以下のとおり。

① 届出等の手続における電子情報処理組織を使用する方法による申請方法の追加

これまで、国民年金基金に対する届出等においては、届出書等の書面の交付のみが申請方法であったところ、電子情報処理組織を使用する方法（改正省令による改正後国基則第9条第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。）を申請方法に追加する改正を行う。改正省令により改正した手続は以下のとおり。

- ・ 加入員及び受給権者の死亡の届出（国基則第9条、第20条）
- ・ 加入員及び受給権者の氏名変更の届出（国基則第10条、第16条）
- ・ 加入員及び受給権者の住所変更の届出（国基則第11条、第17条）

- ・ 加入員証の再交付の申請（国基則第12条）
- ・ 年金の裁定の請求（国基則第14条）
- ・ 払渡希望機関の変更の届出（国基則第18条）
- ・ 年金証書の再交付の申請（国基則第19条）
- ・ 所在不明の届出（国基則第19条の2）
- ・ 未支給の年金の請求（国基則第21条）
- ・ 一時金の裁定の請求（国基則第22条）

② 届出等の手続における添付書類の省略に係る規定の追加

国民年金基金に対する届出等を行う場合には、その届出等の真正性を担保するため添付書類の提出を求める規定がある。当該規定における添付書類について、

- ・ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合
- ・ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われた場合
- ・ 情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）を通じて取得した情報の提供を受けることにより確認が行われた場合

について、省略することができることとする。

対象の手続は以下のとおり。

- ・ 年金の裁定の請求（国基則第14条）※現行でも、生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本については、機構保存本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた場合は、省略可能。
- ・ 受給権者の氏名変更の届出（国基則第16条）
- ・ 払渡希望機関の変更の届出（国基則第18条）

また、従前は氏名変更等の手続時に加入員証又は年金証書（以下「加入員証等」という。）の添付が必要であったが、これを不要とするとともに、手続によって改訂された加入員証等を受理した加入員及び受給権者は、改訂前の加入員証等を遅滞なく廃棄しなければならないこととする。（国基則第40条、第46条）

③ 公示送達におけるウェブサイトへの掲載を行うこととする規定の追加

国民年金法（昭和34年法律第141号）第137条の17第8項では、国民年金基金連合会（以下「国基連」という。）は中途脱退者（同条第1項に規定する中途脱退者をいう。この③において同じ。）に対して、中途脱退者に係る年金又は一時金を支給することとなったときは、その旨を当該中途脱退者に通知することとされており、所在が明らかでないため当該通知をすることができないときは、国基則第56条において、国基

連の掲示板に掲示することとされている。

当該公示送達については、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等を踏まえ、掲示板への掲示に加え、国基連のウェブサイトへの掲載も併せて行うこととする。（国基則第56条）

④ その他、所要の改正を行うこと。

（２）確定拠出年金法施行規則の改正（改正省令第２条関係）

「令和４年規制改革実施計画」や「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえ、個人型年金に係る届出等における申請方法に、電子情報処理組織を使用する方法（確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。以下「DC則」という。）第21条第２項第１号に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。）を追加する改正を行う。改正省令により改正した手続は以下のとおり。

- ・個人型年金加入者の申出（DC則第39条）
- ・個人型年金運用指図者の申出（DC則第40条）
- ・個人型年金加入者の資格喪失の届出（DC則第46条）
- ・個人型年金加入者の氏名変更の届出等（DC則第47条）
- ・個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出（DC則第48条）
- ・個人型年金加入者の付加保険料納付の届出等（DC則第49条）
- ・個人型年金運用指図者の氏名変更の届出等（DC則第54条）

（３）確定給付企業年金法施行規則の改正（改正省令第３条関係）

「令和４年規制改革実施計画」、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等を踏まえ、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「DB則」という。）を改正する。具体的な内容は以下のとおり。

① 届出等の手続における電子情報処理組織を使用する方法による申請方法の追加

これまで、確定給付企業年金を実施する事業主等に対する届出等においては、届出書等の書面の交付のみが申請方法であったところ、電子情報処理組織を使用する方法（改正省令による改正後DB則第23条の２第２項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。この①において同じ。）を申請方法に追加する改正を行う。改正省令により改正した手続は以下のとおり。

- ・事業主が行う基金への氏名変更の届出（DB則第23条の２）
- ・受給権者の氏名・住所変更の届出（DB則第23条の３）
- ・事業主等が支給する給付の裁定請求（DB則第33条）
- ・事業主等が支給する未支給の給付の請求（DB則第34条）
- ・年金として支給する老齢給付金の支給を開始して５年を経過する前に行う一時金の請求（DB則第35条）
- ・業務概況の周知（DB則87条）※現行でも電子情報処理組織を使用する方法が可能
- ・脱退一時金相当額の移換を受けた旨の通知（DB則第89条の６）

- ・企業年金連合会（以下「企年連」という。）が支給する障害給付金又は遺族給付金の裁定の請求（DB則第104条の19）
- ・死亡の届出（DB則第118条）

② 届出等の手続における添付書類の省略に係る規定の追加

上記の届出等を行う場合には、その届出等の真正性を担保するため添付書類の提出を求める規定がある。当該規定における添付書類について、

- ・機構保存本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた場合に加えて
- ・署名用電子証明書の送信をすることにより確認が行われた場合
- ・情報提供等記録開示システムを通じて取得した情報の提供を受けることにより確認が行われた場合

についても、省略することができることとする。

対象の手続は以下のとおり。

- ・事業主等が支給する給付の裁定請求（DB則第33条）
- ・事業主等が支給する未支給の給付の請求（DB則第34条）
- ・企年連が支給する障害給付金又は遺族給付金の裁定の請求（DB則第104条の19）
- ・死亡の届出（DB則第118条）

③ 公示送達におけるウェブサイトへの掲載を行うこととする規定の追加

確定給付企業年金法（昭和34年法律第141号）第91条の19第6項では、企年連は中途脱退者（同条第1項に規定する中途脱退者をいう。この③において同じ。）やその遺族に対して、老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者やその遺族に通知することとされており、所在が明らかでないため当該通知をすることができないときは、DB則第104条の17において、企年連の掲示板に掲示することとされている。

当該公示送達については、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえ、掲示板への掲示に加え、企年連のウェブサイトへの掲載も併せて行うこととする。（DB則第104条の17）

④ その他、所要の改正を行うこと。

（4）公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の改正（改正省令第4条関係）

「令和4年規制改革実施計画」、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等を踏まえ、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号。以下「健全化則」という。）を改正する。具

体的な内容は以下のとおり。

① 届出等の手続における電子情報処理組織を使用する方法による申請方法の追加

これまで、存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「健全化法」という。）附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）に対する届出等においては、届出書等の書面の交付のみが申請方法であったところ、電子情報処理組織を使用する方法（健全化則第17条第1項による読替後の廃止前厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「廃止前厚基則」という。）第21条第3項第1号に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。）を申請方法に追加する改正を行う。改正省令により改正した手続は以下のとおり。

- ・年金たる給付及び一時金たる給付等の裁定請求（健全化則第17条第1項による読替後の廃止前厚基則第21条、健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第74条第1項において準用する同規則第21条、健全化則第49条による読替後のDB則第33）
- ・未支給の給付の請求（健全化則第17条第1項による読替後の廃止前厚基則第23条、健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第74条第1項において準用する同規則第23条）
- ・生存に関する提出（健全化則第17条第1項による読替後の廃止前厚基則第24条、健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第74条第1項において準用する同規則第24条）
- ・氏名変更の届出（健全化則第17条第1項による読替後の廃止前厚基則第25条、健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第74条第1項において準用する同規則第25条）
- ・住所変更の届出（健全化則第17条第1項による読替後の廃止前厚基則第26条、健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第74条第1項において準用する同規則第26条）
- ・死亡の届出（健全化則第17条第1項による読替後の廃止前厚基則第27条、健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第74条第1項において準用する同規則第27条）
- ・他の基金への老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転等の申出（健全化則第17条第1項による読替後の廃止前厚基則第49条の3）
- ・解散基金加入員に係る老齢厚生年金等の支給停止事由該当等の届出（健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第72条の3）
- ・連合会遺族給付金及び連合会障害給付金の裁定の請求（健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第72条の4の2）
- ・連合会から基金への給付の支給に関する権利義務の移転等の申出（健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第72条の4の3）※現行でも電子情報処理組織を使用する方法が可能

② 届出等の手続における添付書類の省略に係る規定の追加

上記の届出等を行う場合には、その届出等の真正性を担保するため添付書類の提出を求める規定がある。当該規定における添付書類について、

- ・ 機構保存本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた場合に加えて
- ・ 署名用電子証明書の送信をすることにより確認が行われた場合
- ・ 情報提供等記録開示システムを通じて取得した情報の提供を受けることにより確認が行われた場合

についても、省略することができることとする。

対象の手続は以下のとおり。

- ・ 年金たる給付及び一時金たる給付等の裁定請求（健全化則第17条第1項による読替後の廃止前厚基則第21条、健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第74条第1項において準用する同規則第21条、健全化則第49条による読替後のDB則第33）
- ・ 未支給の給付の請求（健全化則第17条第1項による読替後の廃止前厚基則第23条、健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第74条第1項において準用する同規則第23条）
- ・ 氏名変更の届出（健全化則第17条第1項による読替後の廃止前厚基則第25条、健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第74条第1項において準用する同規則第25条）
- ・ 死亡の届出（健全化則第17条第1項による読替後の廃止前厚基則第27条、健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第74条第1項において準用する同規則第27条）
- ・ 連合会遺族給付金及び連合会障害給付金の裁定の請求（健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第72条の4の2）

③ 公示送達におけるウェブサイトへの掲載を行うこととする規定の追加

健全化法では、存続連合会（健全化法附則第3条第13号に規定する存続連合会をいう。以下同じ。）が、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を基金中途脱退者（同法附則第40条第1項第1号に規定する基金中途脱退者をいう。）又はその遺族等に通知することとしており、相手方の所在が明らかでないため当該通知をすることができないときは、健全化則による読替後の廃止前厚基則第71条において、存続連合会の掲示板に掲示することとされている。

当該公示送達については、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえ、掲示板への掲示に加え、存続連合会のウェブサイトへの掲載も併せて行うこととする。（健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第71条、健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第72条の2の規定により準用する同規則第71条、健全化則第48条第1項による読替後の廃止前厚基則第72条の4の規定により準用す

る同則第71条、健全化則第49条第1項の規定により読み替えて準用するDB則第104条の17)

そのほか、以下の場合についても、掲示板への掲示が求められているところ、ウェブサイトへの掲載によっても可能とする改正を行う。

- ・ 解散した存続厚生年金基金の残余財産を承継した確定給付企業年金が当該存続厚生年金基金に加入していた者に対して老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を通知することとされているところ、所在が明らかでないため通知をすることができないとき（健全化則第38条第4項）

- ④ その他、所要の改正を行うこと。

2. 施行期日

令和7年10月1日